

中世びとの月蝕観：『玉葉』と『吾妻鏡』の記事から見て

著者	湯浅 吉美
雑誌名	埼玉学園大学紀要．人間学部篇
巻	10
ページ	63-76
発行年	2010-12-01
URL	http://id.nii.ac.jp/1354/00000577/



中世びとの月蝕観

—『玉葉』と『吾妻鏡』の記事から見て—

On the Views on Lunar Eclipse in Medieval Japan

— Through the Articles in “*Gyokuyo*” and “*Azuma-kagami*” —

湯 浅 吉 美

YUASA, Yoshimi

1. はじめに

筆者は先に、『吾妻鏡』を題材として鎌倉の武家社会における日蝕の取り扱いについて検討した（本誌第7号（2007年）。のち文献3に収む）。その結果、

- 予報された日蝕が見られなかったと記すことにより、人君の有徳を示していると考えられる例が多い。
- 日本で観測されない日蝕が予報されるのは、技術的問題であると同時に、御祈の法験のデモンストレーションと見ることもでき、司暦や祈禱僧、あるいは政治的有力者らがこれを確信犯的に利用した可能性も想定される。
- 正現したものでも、実見に基づく記述ではないと見られるものがある。
- 宿曜師が暦家とは異なる予報を唱えることがある。
- 京都におけると同様、日蝕御祈が勤修され、その担い手は、鶴岡八幡宮供僧や密教僧であった。ただし、それは公家社会ほどには人々の精神世界を支配してはいない。

- 元日日蝕は正月儀礼（垢飯）の実施に影響を及ぼすが、京都での廃朝・廃務に比べれば、その程度は軽い。

などの点を指摘し、結論として、鎌倉武家社会における日蝕観は、全体的には京都公家社会の在りようを踏襲しながらも、総じて武家のほうが現実的で、忌みや畏怖の念も薄い、と記した。同様の視点から、月蝕についてはどうか？を見るのが本稿の主題である。

そういうわけで、当初は『吾妻鏡』の月蝕記事だけを見てゆくつもりであった。ところが調べ始めてみると、いずれもすこぶる簡潔な記述であったため、『玉葉』の検討と併せて一篇とすることにした。

そもそも月蝕は、地球の影の中に月が隠れる現象なので、地球から見て月と太陽とが正反対の位置にあるとき、すなわち望（満月）の夜に起きる。煌々と照り輝く満月が次第に赤黒くなって光を失えば、多かれ少なかれ異変と感ずるに相違ないけれども、日蝕と比べるとその異常感は弱い。なぜならば、もともと夜は暗いのだし、予報の的中率が高いからである¹。

本文に入る前に、当時の用語について若干

キーワード：月蝕、宣明暦、『玉葉』、『吾妻鏡』、古天文学

Key words：Lunar Eclipse, *Senmyo-reki*, “*Gyokuyo*”, “*Azuma-kagami*”, Historical Astronomy

記しておく。

虧初…キシヨ。欠け始めのこと。

蝕甚・加時…最大蝕のこと、およびその時刻。虧初と復末との時間的な中点と見てよい。

復末…欠け終わりのこと。

蝕分…欠け具合のこと。「十五分のいくつ」と表され、14以上が皆既。

帯蝕…月蝕の場合、月が欠けた状態で月の出を迎えることを月出帯蝕、欠けた状態のまま月が没することを月入帯蝕という。

十二辰刻…子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥の十二支で時刻を表す。子刻は零時を正刻として23時から1時まで、丑刻は2時を正刻として1時から3時まで、以下同様。用字上、刻・剋・尅は通用する。

2. 『玉葉』の月蝕記事

平安末から鎌倉前期の一級史料、九条兼実の日記『玉葉』には、長寛2年（1164）から建仁3年（1203）まで、40年間の記事を存する。その間に47回の月蝕が想定されるが、記事に出現するのは19件で、うち1件は実際には起こるはずのないものである²。

【1】承安2・6・15（1172 ②82）

今日月蝕也、余殊依可慎、自去夜始修一字金輪供、信助阿闍梨也、又修一字金輪念誦、公舜法印弟子僧三口也、

渡邊356の皆既蝕³。19時頃、半分ほど欠けた状態で月出を迎え、20時頃から皆既、その状態が1時間半ほど続く。兼実自身が「殊に慎むべきにより」ということで、一字金輪供と同念誦を修せしめた。一字金輪法は密教で

も最深秘とされており、敬愛、止雨、除病、延寿を目的とする。おそらく除病延寿の息災法として採用されたもので、月蝕によって健康が害されると考えたことが窺われる。

【2】承安4・4・14（1174 ③62）

自今日月蝕祈始修月天供、女房祈也、

【3】承安4・4・16（1174 ③62）

今日月蝕也、帯蝕出亥刻復末、余并女房共其慎重、修月天供、又金輪念誦、

渡邊357の部分蝕。亥刻に復末というのは適切だが、月出帯蝕ではなかったと見られる。蝕分はさほど大きくもなく、左側3分の1が欠ける程度。ここにいう女房は、侍女や女官でなしに文字どおり女房である。月天供は理由を説くまでもなく明瞭だが、月天の本来は密教で説く十二天の一つで、すべての星座の主とされる。

【4】承安5・4・15（1175 ③199）

此日皆虧月蝕也、嘔三口僧（実厳并其弟子二口）、令修金輪念誦、

渡邊359の皆既蝕。夜半を越えて16日の1時過ぎから始まり、3時過ぎに皆既、5時近くに月入帯蝕となる⁴。やはり一字金輪念誦を修している。

【5】安元元・閏9・15（1175 ③268）

今日可有月蝕否事、宿曜・曆道等勘申旨已同、午初虧初、申刻復末云々、然者已為他州蝕、而近年自有時刻推移事云々、然者可見復末之刻限之由注申云々、珍賀同注送此由、公家并院中有御祈、是為用意也、建春門院〔平滋子。後白河后、高倉母〕無御祈云々、女院〔皇嘉門院。兼実の姉〕御方有御祈、余不為也、今夜令人見之処、帯蝕月出、亥刻許復末云々、

大略数刻推移歟云々、

渡邊360の皆既蝕。宿曜道・曆道ともに、11時頃に欠け始め、16時前後に終わると予報した。当日の月出は17時頃。そこで「他州蝕」との判断となった。「近年、おのづから時刻推移することあり」とは、いささか頼りない言である。次の一句は「しかれば、復末の刻限を見るべきの由を注し申す」と訓めるが、意味が今一つ明瞭でない。復末は観望されるかもしれない、もしくは、復末の時刻を再確認すべきである、このいずれかの意であろう。ともあれ、月蝕の予報、とくに時刻に関して、計算の合わない可能性ありと認識していたことを如実に物語る記事である。

結局、朝廷と院では、念のためという含みで御祈を行ない、建春門院は行なわず、女院は行ない、兼実自身は行なわなかった。要するに、月蝕御祈の採否に選択の余地があったことがわかる⁵。

兼実が人を遣わして見させたところ、月出帯蝕で、「亥刻ばかり」に復末したという。たしかに帯蝕なのだが、19時頃には復末を向かえるから、この復命には不審が残る⁶。

【6】安元2・3・15 (1176 ④126)

晴、…、今日月蝕、依神事於本房修祈（実厳阿闍梨）、明日姫君〔兼実の女、任子。のちの宜秋門院〕密々欲参吉田祇園等、而去朔日雷落法勝寺、雜人二人死云々、其穢引満天下、然而公家不被用之、被行臨時祭、人以為奇云々、密卜筮之処、参詣不快、仍停止了、但公家不被用、此条不可及披露、

渡邊361の部分蝕。実際には翌朝未明に起こる。「神事に依り本房にして祈りを修す」とあるのは、後文に見える「臨時祭」すなわち石清水八幡臨時祭。あくる日に姫君が吉田

社・祇園社に密々参詣したいというにつき、法勝寺落雷による死穢を問題として中止したが、月蝕はその行動を規制していないようである。臨時祭もまた、月蝕に頓着していないことがわかる⁷。

【7】安元2・9・23 (1176 ④217)

天陰、雨不下、此日祈年穀奉幣也、上卿藤大納言云々、弁右少弁〔藤原〕光雅云々、宣命有辞別、天変怪異月蝕等事云々、

9月15日に渡邊362の部分蝕があるが、実際には翌朝の日の出以後になる。天変とあるのは、8月27日に太白が右執法星を犯し、9月8日に月が牛宿中央星を隠し、同19日に月が東井第七道路星を犯すなどのことがあったのを指す（いずれも『玉葉』に見える）⁸。月蝕当日の記事ではないが、祈年穀奉幣という重要な年中行事に際して、これらの天変を殊更に宣命に載せたことが知られる⁹。

【8】治承3・正・15 (1179 ⑥146)

晴、今日月蝕也、西刻虧初、子刻復末、修金輪（余並女房祈也）・愛染王（姫君祈）等、念誦各僧三具、

渡邊364の皆既蝕。『山槐記』に正現したことが記録されている¹⁰。併せて同記に「加時戌刻」と記すのも妥当である。御祈として一字金輪法を修することは通例だが、姫君のために愛染王法を修したことが注意される。ふつう敬愛、調伏などに修するもので、月蝕の謹慎とは直接関係しない。この場合に限らず、個々の修法はかなり柔軟に採用されていることを認識しておく必要がある。

【9】治承5・5・15 (1181 ⑦327)

陰晴不定、此日月蝕也、請智詮北斗念誦、所

相具弟子也、今日余百日所作結願了、今日奉幣春日社（付幣料於正預也）、

この日、月蝕は全く起こらない。具注曆に載っていたのであろうから、曆家の過誤である¹¹。とは言え、予報されていながら春日社奉幣を何事もなく行なっており、月蝕を格別考慮する必要のなかったことを知る。

【10】 寿永元・11・14（1182 ⑧142）

天晴、此日月蝕也、虧初寅刻、復末明日辰刻云々、大将〔兼実の息、良通〕方、智詮率三口僧、修一字金輪念誦、同女房方、請僧都弟子三口、修如意輪念誦、又大将祈、令経円阿闍梨修八字文殊供云々、余方、実厳闍梨率三口弟子、修一字金輪念誦、各慎之由、勘申故也、

【11】 寿永元・11・15（1182 ⑧142）

天晴、此日月蝕也、明曉寅刻虧初、辰刻復末、然而依為今日之月、為望蝕也、

渡邊368の皆既蝕。両日にわたって記載があるのは15日早朝に起こるためで、4時50分頃から欠け始めるから、「虧初寅刻」は妥当である。復末は辰刻になり、月は西に没して観望されない。【10】を見るに、一字金輪、如意輪観音、八字文殊など、さまざまな仏尊を対象として月蝕御祈を修したことがわかる。經典儀軌の類にその効験が説かれずとも、仏尊の加護を受けるという意味で考えるならば、これと限定する必要もなかったのではあるまいか、そのように思える。

【12】 寿永2・5・16（1183 ⑧187）

去十一日官軍前鋒乘勝入越中国、木曾冠者〔源〕義仲・十郎藏人〔源〕行家及他源氏等迎戰、官軍敗績、過半死了云々、今夜月蝕（皆既）、於内裏被行御読経、上卿〔藤原〕実家

卿云々、

渡邊369の皆既蝕。前半は俱利伽羅峠の戦と呼ばれる合戦の報知で、木曾義仲の率いる軍勢が平維盛らの軍勢を破った。いまだ平氏政権下ゆえ、維盛軍が官軍である。月蝕に際して内裏で御読経が行なわれたが、戦乱と月蝕とを結び付けていないことがわかる。

【13】 元暦2・3・15（1185 ⑨137）

甚雨、此日月蝕也、宗嚴阿闍梨率弟子二口參入、修金輪念誦、月蝕祈也、又請尊忠法印弟子三口、欲修大将〔良通〕方念誦之処、依河水溢人馬不通、忽以不參、仍仰宗嚴令修兩方祈、仍結願之後、給兩方布施了、亥刻虧初、子刻復末云々、然而依甚雨不現、

渡邊370の部分蝕。虧初・復末は概ね妥当であり、蝕分は0.25と、さまで大きくは欠けない。前々日から雨で、しかも当日は出水で人馬通行不能というほどの豪雨だから、多分正現しないと思われたであろうが、それでもなお月蝕御祈を修するところに、彼らの畏怖を見ることができよう。

【14】 文治元・9・15（1185 ⑨196）

念仏如例、今日酉刻結願（日来念仏結願也）、礼拝卅八度、今日依月蝕不歸宅、

【15】 文治元・9・16（1185 ⑨196）

念仏一万遍之後、辰刻歸家、今夜蝕現否不見之、自今日不論淨不淨、可滿念仏一万反也、

渡邊371の部分蝕。月蝕を理由として帰宅しなかったことを知る。蝕の現否を見ずというけれども、実は日本では観望できない。16日の6時頃に月入を迎え、その後起こるのであった。言わば、不精確な予報に踊らされたわけだが、具体的な行動において月蝕を忌避したことを語る数少ない事例で、貴重な記

事と評せる。

【16】文治2・3・14 (1186 ⑨322)

晴、…、此夜月蝕也、余可有吉慶事之由勘之、可悦、

渡邊372の皆既蝕。中略部分には、この前々日に摂政・氏長者となった兼実の拝賀に関する記事がある。吉慶事とはそれを指すに相違ない。ここで兼実は、月蝕を吉兆と考えて喜悅しており、必ずしも畏れ慎むべき天象とばかりは捉えていないことが知られる。これも貴重な記事である。

【17】文治2・8・11 (1186 ⑩148)

晴、〔藤原〕親雅申条々事、余仰云、宿曜師珍賀・性一等勘申来十六日月蝕時刻相違、仍明旦召具可参者、

渡邊373の皆既蝕。時刻につき宿曜師が異を唱えたため、翌日召されることになった。そして実際、翌日条にその記事がある。それによると、暦家は賀茂宣憲・濟憲らが参り、同在宣は所勞（体調不良）のため不参。宿曜師は珍賀・性一らが参った。結局、宣憲・濟憲らが珍賀の申し状に賛同して着落。専門の技官たる賀茂家としては、まさに面目丸潰れである。在宣が参入しなかったのも、実は「所勞」ではなかったのではないか。両説とも月蝕要素の記述がないので何とも言えないが、この月蝕は、半分ほど欠けた状態で17時半頃に月出、21時前に復末となる。『玉葉』の当日条には「雨降」とあるから、見えなかったに相違ない。暦家の予報計算（宣明暦法）の翳りを伝える記事の一つである。

【18】文治3・8・16 (1187 ⑪86)

晴、雖当月蝕、不被停止駒牽事、上卿〔藤原〕

通親卿、牽分次将〔藤原〕顕家・〔藤原〕成家等朝臣云々、深更顕家将来引分馬、職事〔源〕国行着衣冠、給禄掛、今夜月蝕御祈、薬師経御読経、

渡邊374の部分蝕。23時頃を蝕甚として、半分ほど欠けるのが見られたはずである。駒牽は8月の年中行事の一つで、勅旨牧から貢上された馬を天皇の眼前に牽き、左右の馬寮や諸臣に分配する。この記事では、それが月蝕にもかかわらず行なわれたことを知る。逆に、それが殊更に記録されたのは、月蝕の場合には停止するのが原則であったと読まねばなるまい。薬師経の読経を行なっているが、月蝕によって惹き起こされる虞のある病気等からの加護を期待したものといえる。換言すれば、月蝕そのものが起こらぬよう祈るわけではなかった。

【19】文治5・6・10 (1189 ⑫96)

晴、召暦道・宿曜道・算博士〔三善〕行衡等、問来十六日月蝕現否事、職事〔藤原〕宗隆奉行也、

渡邊375の部分蝕。諸道の予報計算に相違があったらしいが、この月蝕は月出以前、地平線下で起こるため、観望できない。それぞれの提示した意見が記されていないのは残念である。ともあれ、宣明暦法による月蝕計算に問題のあることは、兼実はじめ当時の人々に十分認識されていたと言えよう。

【20】建久元・12・15 (1190 ⑫267)

此日、季御読経初日也、…、今夜月蝕也、然而、依康和例、被行此御読経、以之為月蝕御祈、仍仰御願趣、月蝕事并明年三合事等也、此外於延暦寺、被修薬師経御読経、此夜退出、

渡邊378の部分蝕。季御読経も年中行事の

一つだが、康和（1099～1104）の例により、憚らずに実施した。これも【18】同様、憚るのが原則であったと読めよう。季御読経の願意に月蝕御祈も含めたというのは、第三者的に見れば、いささか方便の気味がある。延暦寺での薬師経読経も月蝕御祈であろう。

【21】建久4・4・5（1193 国③831）

…、〔三善〕行衡持参来十六日月蝕不可正現之勘文、件蝕現否事、問〔賀茂〕在宣・宣平等、各申不定之由、但可有蝕之由、載曆了云々、

渡邊381の皆既蝕。算博士三善行衡が、16日の月蝕は正現しない旨の勘文を持参、そこで暦道の賀茂家に問い合わせた。賀茂家の二人の答えは「不定」だが、ともかく曆には載っているという。元々その具注曆を造曆したのは彼らである。したがって、「しかし曆には載っております」は根拠にならない。実際のところ、この月蝕は月入の後、地平線下で起こるため、観望できない。算道のほうに軍配があがったことになる。このような事例が度重なるにつれ、暦道および賀茂家はその権威を失ったのである。

【22】正治2・11・15（1200 国③945）

月蝕、左大臣〔兼実息、良経〕依物忌不出仕、渡邊392の皆既蝕。このたびも地平線下にあつて観望できない。したがって、この文言は実見ではなく、具注曆にあるまま「月蝕」と書いたことがわかる。良経の物忌が月蝕によるか否かは明瞭でないが、その可能性は高いであろう。

3. 『吾妻鏡』の月蝕記事

『吾妻鏡』は鎌倉幕府の正史で、治承4年（1180）から文永3年（1266）まで、87年間

の記事を存する（途中、10年ほど欠落）。その間に102回の月蝕が想定されるが、記事に出現するのは37件で、うち4件が実際には起こるはずのないものである¹²。

【23】文治5・12・16（1189 ①364）

戊剋月蝕。

渡邊376の皆既蝕。戊刻は蝕甚の時刻として概ね適切であるから、実見に基づく記事と見てよからう。

【24】建久元・6・14（1190 ②386）

二位家〔源頼朝〕渡御小山兵衛尉朝政之家。御酒宴間。白拍子等群参施芸。今夜。依月蝕（丑刻）。令止宿給云々。

渡邊377の皆既蝕。実際に起こるのは夜半過ぎ、翌日3時前頃から欠け始めるから、丑から寅にかけてである。有力御家人の一人、小山朝政の家に頼朝が出かけ、月蝕を理由として止宿したことを伝える。白拍子を集めて酒宴を催しているのだから、そう深刻に謹慎しているわけではない。月蝕の最中に屋外にいることを避けたもので、一面では止宿の口実であったとも言えよう。

【25】元久元・9・15（1204 ②620）

霽。將軍家〔源実朝〕去夜白地入御相州〔北条義時〕御亭。即欲有還御處。亭主奉抑留給。今夜依為月蝕。不意亦御逗留。亭主殊入興給。其間。〔二階堂〕行光候座。申云。京極大閣〔藤原師実〕御時。白河院御幸于宇治。擬有還御。余興不尽之間。猶被申御逗留之由。而明日有還御者。自宇治洛陽当于北。可有方忌之憚云々。殿下御遺恨甚之処。行家朝臣引喜撰法師詠歌。今宇治非都南。為巽之由申之。因茲。其日被止還御云々。今夕月蝕。尤天之所令然

也云々。相州殊御感云々。

渡邊397の皆既蝕。これは夜半過ぎ、翌日2時半から3時頃に皆既となる。將軍実朝が北条義時亭に出かけ、月蝕を理由として逗留したという。その点は【14】【24】と同様だが、後半の記述は如何にも幫間的である。すなわち、二階堂行光が白河院の宇治御幸の故事を引いて、「(今夜月蝕で逗留することになったのは) もっとも天の然らしむるところ」と言い、亭主義時は大喜びで感じ入った。人間関係について贅言を費やす要もあるまい。月蝕に対する謹慎や忌避の意識よりも、それを理由とする社交のほうが、彼らの胸中を領している¹³。

【26】建永2・7・14 (1207 ②636)
晴。月蝕(十分)。正見。

渡邊402の部分蝕。20時過ぎから欠け始めて、23時過ぎに終わる。蝕分は0.57と計算されるから、(十五分の)「十」(0.67)とあるのも、まずまず穏当と評してよかろう。

【27】承元4・12・15 (1210 ②654)
陰。戌・亥兩時。月蝕正見。御祈摩尼房〔印尊〕也。

渡邊407の部分蝕に相当すると考えられるけれども、実は11月15日己亥に係るべきもの。当年の具注暦も残存しており、11月に注記がある。したがって、この記事は『吾妻鏡』編纂時の錯誤と見るべきである。強いて穿鑿するならば、11月25日に土御門天皇が俄に讓位しているが、格別そうした関連において作為を弄したわけではないと見る。

【28】建保2・2・15 (1214 ②710)
陰。戌刻月蝕。白雲透七分正見。

渡邊412の部分蝕。20時台に起こるから「戌刻」はよろしく、蝕分は0.55ほどゆえ、「七分」(0.47)も妥当な範囲といえる。「白雲を透かして」というのだから、実見に基づく記述と判断できる。

【29】建保2・8・15 (1214 ②714)
霽。子刻月蝕。正見(九分)。今日。鶴岳放生会也。蝕之間。弘暁將軍家〔源実朝〕御出。經会舞樂早速被遂行也。

渡邊413の部分蝕。蝕分は0.27ゆえ、「九分」(0.6)は実見の文言ではない。鶴岡八幡宮の放生会は8月15日が定日だが、月蝕があるので將軍実朝は弘暁に出かけたという。この子刻は夜半過ぎ、16日の1時半頃になるから、少々早すぎるように思うけれども、ともかくも月蝕を考慮して時程を変更した実例である。

【30】建保3・8・14 (1215 ②717)
子刻。月蝕。皆既正見。

渡邊414の皆既蝕。この子刻もまた、蝕甚を迎えるのは夜半過ぎ(15日)になるが、零時前から欠け始める。

【31】建保4・2・16 (1216 ②720)
小雨降。月蝕。不見。

渡邊415の部分蝕。これも翌朝未明、3時半過ぎから始まり、月入帯蝕となる。蝕分は0.57で、半分強、欠ける。

【32】建保4・7・15 (1216 ②724)
陰。月蝕不正見。今日。御台所〔北条政子〕渡御寿福寺。奉為先考〔北条時政〕。被刷盂蘭盆供。大夫判官〔二階堂〕行村令參上奉行也。

渡邊416の部分蝕。月入後に地平線下で起

こるため、見られない。政子が亡き父時政の盆供のため寿福寺に出かけたが、月蝕のことなど一向に意に介していない。

【33】貞応 2・3・14 (1223 ③7)

今夜月蝕。不正現。

渡邊425の部分蝕。翌朝3時半頃から欠け始め、5時頃に月入帯蝕となる。蝕分0.89と皆既に近い。

【34】元仁 2・正・16 (1225 ③27)

霽。月蝕正現。

渡邊426の部分蝕。夜半を過ぎて翌日2時頃から5時前まで続く。蝕分は0.64。

【35】嘉禄 2・正・16 (1226 ③41)

陰。月蝕不正見。及夜半。月輪聊雖透雲端。暁天陰噎云々。

渡邊428の皆既蝕。具注暦が残っており、皆虧、虧初卯6刻10分、蝕甚辰8刻15分半、復末午1刻77分と計算されている。つまり、夜が明けてから、そして月入後の時間帯だと初めからわかっていたはずで、「正見せず」も何もない。『明月記』同13日条によれば、算道は「不可正現」と勘申したという。このように、実見できないことが明白でも、現否が問題となったのであろうか。そう考えると、逆に興味深い記事と言えなくもない¹⁴。

【36】嘉禄 2・7・15 (1226 ③44)

晴。月蝕正見。皆虧云々。

渡邊429の皆既蝕。『明月記』に月出帯蝕とあったり、『民経記』に酉刻皆虧とあったりする記載は妥当である（19時過ぎに蝕甚）¹⁵。

【37】安貞 2・11・14 (1228 ③81)

晴。月蝕正現。月曜供助法印珍誉。羅睺嵯星供帥法橋珍瑜云々。

渡邊430の部分蝕。月曜供と羅睺星供とが修せられた。羅睺（ラゴウ）は、計都とともに、黄道と白道の交点を意味する仮想天体。目に見えない星がここにあつて日月を隠すために蝕が起これと考えられた。その意味では理に適った対応である。翌朝の3時半過ぎに始まり、6時前まで続いた。蝕分は0.45。

【38】寛喜元・5・15 (1229 ③86)

雨降終日不休止。子刻属晴。月蝕正現。御祈。薬師護摩（大進僧都〔観基〕）。一字金輪（信濃法印〔道禪〕）。八字文殊（宰相律師〔円親〕）。愛染王（若宮別当〔定雅か〕）。

渡邊431の皆既蝕。この子刻は当日深夜で、23時頃に蝕甚となる。鎌倉でも京都と同様の御祈が修せられたことを知る。その甲斐もなく、終日降っていた雨が、月蝕の刻限になって上がったのは皮肉である。ちなみに『明月記』には、晩方から雲が晴れたものの「月輪不見」で、「効験あるか」と記されている¹⁶。

【39】寛喜元・11・14 (1229 ③89)

天晴。今夜月蝕皆既。月輪更不見。只似覆雲。先々多雖有皆既蝕。未有如今例云々。

渡邊432の皆既蝕。正しくは15日で、『吾妻鏡』には錯誤がある。17時過ぎに欠け始め、21時過ぎに終わるまで、約4時間続く。皆既月蝕でも、ふつうは月の円形が赤黒く見えるものだが、それが全く見えなかったのは未曾有のことだという。このことは『明月記』にも見え、実際そうであつたらしい。同記には司天らも大いに恐れた様子を記す。しかしながら、京都でも鎌倉でも、それを何らかの変

事と関連付けて意識した形跡はない¹⁷。

【40】寛喜3・4・14 (1231 ③105)

陰。月蝕。虧初丑七刻。復末寅一刻。不現云々。

この月蝕は全く起こらない。現存する具注曆にも記載されているから、曆道（賀茂家）ではそのように算出したわけだが、『民経記』を見るに、曆道以外の諸道は起こらない由を勘申したという¹⁸。このたびもまた、宣明曆法の限界と、それを墨守する賀茂家の信頼失墜とを露呈することとなったのである。

【41】寛喜4・3・14 (1232 ③115)

天晴。月蝕。不正現。

渡邊435の部分蝕。これは翌朝3時過ぎに始まり、5時過ぎに月入帯蝕となる。蝕甚で半分ほど欠けるから、「天晴」ならば十分に見られたはずである。やや不審に思う。

【42】嘉禎元・12・15 (1235 ③166)

月蝕。

渡邊438の部分蝕。あまりに簡潔だが、翌朝明け方に起こって月入帯蝕となる。『明月記』では16日に係け、「寅時月蝕正見、帯蝕入山」と記す。妥当な記載である¹⁹。

【43】嘉禎3・6・16 (1237 ③195)

終夜甚雨。仍月蝕不正現。

渡邊440の皆既蝕。夜半を越えて零時半頃から始まり、2時過ぎに蝕甚となる。ゆえに、甚雨により不正現というのは穏当。

【44】嘉禎3・12・10 (1237 ③202)

為日月蝕及天変重疊御祈。於御所。可被行属星御祭。將軍家〔藤原頼経〕依可有出御于祭庭。今日晴賢為奉仕之参籠。任右大將家・右

府將軍等御時之例。重軽服人不可参入之由。被仰云々。

【45】嘉禎3・12・15 (1237 ③202)

陰。雨下。今夜月蝕不現。此蝕不可現之由。天文道日来申入之云々。

「日月蝕及天変重疊」とは、当月朔日の金環日蝕（渡邊日食表915。ただし、雨のため正現せず）と15日の部分月蝕（渡邊441）とを指し、その他の天変は、おそらく11月16日条に見える、月が鎮星（土星）を犯した件を指していよう。この記事は一応妥当ではあるけれども、最接近は夕刻なので、「子刻」とするのは不審である²⁰。また、9月29日卯刻に流星が見られたことも記憶にあったかもしれない²¹。ともあれ、重ね重ねの天変により、將軍御所において陰陽道の属星祭を行なったことを伝える。

この月蝕につき、かねてより天文道からは「不可現」の申し入れがあったという。たしかに蝕甚が15時前後なので、月は地平線下にあって観望できない（月出前）。またしても曆道の失点となった。

【46】延応元・4・15 (1239 ③240)

天晴。月蝕不正現。御祈助僧正嚴海・宿曜道助法印珍譽也。蝕現否有相論。一方聊虧之由。有令申之人。又全無虧。他州蝕歟之旨。有其説云々。

やはり現否の相論があったというが、この月蝕も全く起こらない。しかしながら、京都でも御祈が行なわれ、東寺長者僧正覚教が法験ありとして賞を蒙っている。

【47】延応2・4・14 (1240 ③259)

天晴。子剋月蝕。皆虧正現。

渡邊443の皆既蝕。この記事は適切で、14

日深夜から翌日にかけて起こる。『平戸記』によれば、京都では曇時々雨という天候であったから、この記事は鎌倉での実見に基づくと見てよい²²。

[48] 仁治元・9・16 (1240 ③267)

月蝕正現。皆虧初未剋(卅分)。復末戌剋(廿八分)。

渡邊444の皆既蝕。ただし、実際は10月16日丙午である(9月16日は丙子)。『吾妻鏡』編纂時の錯誤と考えられるが、作為的な操作とは思われない。虧初を未剋とするのは少々早すぎ、酉刻になる。一方、復末は戌刻でよい²³。

[49] 仁治2・9・15 (1241 ③286)

月蝕正現。円親法印・珍誉法印等勤仕御祈云々。

渡邊445の部分蝕。この記事は問題ない。21時半頃に蝕甚となり、7割ほど欠ける。通例どおり、密教僧と宿曜師とに御祈を勤仕させている。

[50] 寛元2・正・4 (1244 ③310)

及子刻。將軍家〔藤原頼経〕内々以御使。被仰大納言法印隆弁云。今年御本命宿月曜也。而來十六日月蝕。殊可有御慎之由。天文・宿曜兩道所勘申也。今度不正現之様。可祈請者。隆弁一旦雖申子細。重被仰之間。領状云々。

[51] 寛元2・正・16 (1244 ③311)

天晴。自朝至戌刻。更無一雲。臨月蝕之期。自未申方。片雲漸聳。忽覆普天。細雨頻降。復末以後。朗月早現。丑刻。將軍家以御自筆御賀札。被遣御馬(号直山。名馬也。置鞍)御劍(皆白)等於隆弁之壇所。肥後三郎左衛門尉為重(父前太宰少式為佐。當時為内御厩別当)為御使。彼法印。自去八日。參籠明王

院北斗堂祈請。

渡邊446の皆既蝕。17時半頃、皆既の状態です。月出帯蝕となり、21時前に終わる。將軍頼経は、当年の本命宿が月曜であるのに、正月早々、月蝕が起こることを案じて、深夜に内々の使者を以って隆弁に御祈を仰せた。**[51]**によれば、当日は朝から晴天であったにもかかわらず、月蝕の刻限になって雲が出て雨となり、復末の後、速やかにあがって煌々たる月を見たという。当然、頼経はいたく喜び、後段に見る如く篤く賞した。ちなみに『妙槐記』を見ると、京都では見事に正現し、「法驗無きこと如何」と難ぜられている²⁴。

いかにも出来すぎた記事だが、天候は検証できないから、そうだったのだろうと受け取るしかない。ただし、「戌刻に至るまで更に一雲無し」とある文言どおりとすると、すでに皆既となって昇った月が見えたはずである(月出は酉刻)。一方、隆弁は祈禱の仰せを一旦は断っている。おそらく彼は、月蝕の起こることを確信していたのであろう。この記事は、月蝕の間だけ雲が出るという奇跡的な法驗なればこそ特記したもので、むしろ、そのような事例は稀有であった実態を読み取るべきではなかろうか。

なお、御祈の依頼の仕方が何やら尋常でないものを感じさせる。もとは北条氏によって擁立された頼経であったが、この頃には反執権勢力の中心にまつりあげられており、そうした事情が背後にあるかもしれない。また、前年12月晦日に白虹が日を貫くという天変があり、それなども思い合わせて、今回の月蝕を一層恐れ慎んだものと推察される²⁵。

[52] 寛元2・7・15 (1244 ③328)

月蝕正現。皆虧也。

渡邊447の皆既蝕。深夜1時半頃から欠け始め、5時過ぎの月入まで継続する。蝕甚は3時前である。『平戸記』に「一年中、両度皆虧、希有事也」と記すが、それほど無闇と珍しいわけではない²⁶。

【53】寛元3・正・15 (1245 ③339)

月蝕正見。

渡邊448の部分蝕。19時半頃に蝕甚となるので、十分に見られたはずである。蝕分は0.47、半分くらい欠ける。

【54】寛元3・7・16 (1245 ③345)

月蝕正見。

渡邊449の部分蝕。20時前後に蝕甚となるので、これも十分に見られた。蝕分は0.67で、3分の2が欠ける。

【55】寛元4・5・14 (1246 ③360)

天晴。天変并月蝕事。殊依可有御慎。被始行御祈禱等。所謂。

入道大納言家〔藤原頼経〕御分

薬師護摩 岡崎僧正成源

愛染王供 按察法印賢信

月曜祭 文元朝臣

将軍〔藤原頼嗣〕御方

月曜供 助法印珍誉

羅睺嗟星祭 国継

将軍御台所〔檜皮姫〕御分

羅睺星供 晴賢

月曜祭 定賢

【56】寛元4・5・16 (1246 ③361)

天晴。月蝕不現。剩円満明。但夜半以後陰雲云々。

天変とは、当月5日戌刻に月が軒轅大星(しし座アルファ星、レグルス)を犯したとする

記事(『吾妻鏡』)を指すものであろう。しかしながら、これを天変とするのは不当で、両者は角距離にして9度以上も離れているから、到底「犯」とすべきものではなかった²⁷。また、この月蝕はもともと起こらない。とはいえ、在京貴族の日記にも見えるし、東寺の実賢が御祈賞を蒙っているから、鎌倉ばかりの騒動ではなかった。やはり当時の月蝕予報の限界を示すと同時に、対応(御慎・御祈)の在りようを窺わせる記事ではある。

【57】建長6・6・16 (1254 ④585)

鎌倉中物忽之間。自昨夕。諸人群參御所中。皆令著到之。披閱。相州〔北条時頼〕御覽云々。…。今夕月蝕。左大臣法印嚴惠修御祈。雖有陰雲之氣。度々出現云々。

渡邊459の部分蝕。この前日に北条泰時の十三年忌法要があり、それが終わる頃から鎌倉中が騒然としたが、その事情は明らかでない。中略部分には、将軍御所に参集した面々の名が列記されている。しかし、月蝕をこのような事態と関連付けて不吉視している様子は見られない。

【58】正嘉元・4・16 (1257 ④641)

陰。月蝕。不正見。御祈。

『百練抄』など他の史料では14日己亥に係る。『吾妻鏡』の日付には錯誤があろう。いずれも天候ゆえに正現しなかったと記すけれども、実は月蝕は起こらない。【56】などと同趣の記事である²⁸。

【59】正嘉元・10・16 (1257 ④658)

晴。月蝕正見(四分)。御祈松殿法印良基。

渡邊463の部分蝕。「四分」は15を分母とすると実際(0.41)よりやや小さいが、分母10

ならば適切と言える。【48】の時刻表記からも窺われる如く、『吾妻鏡』の編者は暦法に通じていない可能性があるから、蝕の記事を読むとき注意すべき問題かもしれない。

【60】 正嘉2・10・16 (1258 ④710)

朝晴。巳剋以後甚雨洪水。屋宅流失。人溺死。午剋属晴。子剋月蝕。不正見。

渡邊465の皆既蝕。この子剋も翌日で、1時半頃から始まり、3時過ぎに蝕甚となる。月蝕の刻限には晴れていたようだが、不正見の理由は明らかでない。

【61】 弘長元・7・14 (1261 ④791)

天陰。月蝕不現。

この日に月蝕は起こらないが、翌月14日に渡邊470の部分蝕がある。天陰ゆえに不現と判定したものか、または編纂時の錯誤か、今は解を得ない。

【62】 弘長3・正・15 (1263 ④817)

小雨常降。入夜属晴。丑刻。月蝕正見八分。御祈加賀法印定清。

渡邊472の部分蝕。蝕分0.54と計算されるので、【59】のコメントにもかかわらず、ここは15分の8（0.53）で適切。翌朝3時前後に蝕甚となるから、丑刻も妥当である。

4. むすび

以上を通検すると、おおよそ次のような所見が得られる。すなわち、

- 『玉葉』では47月蝕のうち19件、『吾妻鏡』では102月蝕のうち37件が記載されるのみで、日蝕と比較して明らかに注目の度合いが低い。
- その注目の度合いを比率的に見ると、両

史料にほとんど差は見られない。

- いずれの記事も総じて簡潔で、実見状況もしくは具注暦所載の要素を淡々と記したものが多。
- 日蝕や惑星変において見られたような作為的情報操作は推察されない。
- その反面、『吾妻鏡』には編纂時の錯誤と目すべき箇条が間々存する。
- 公武ともに月蝕御祈、月蝕読経などを修し、以って月蝕による影響を回避しようとしている。
- その影響は、おもに個人的なレベルに止まり、政権や国家の安危に関わるようなものではない。
- したがって、たいていの行事や行動は予定どおり実施される…【6】【9】など。
- ただし年中行事の中には、憚り避けることが原則であったらしいものもある…【18】【20】。
- 少数例ながら、月蝕を吉兆と観ずる場合もある…【16】や注22。
- 日蝕の場合と同様、宣明暦のシステムとしての問題（誤差の蓄積、唐・陽城との経緯度差など）が顕在化しており、算・天文・宿曜の諸道から異見が提示されると、いずれも暦道が非であった。

などを指摘できるであろう。筆者自身、これまでは日月蝕と並称してきたけれども、人々の意識の上では大きな違いがある。彼らは日蝕ほどには月蝕に囚われていない、それを今回の結論としておく。

毎年造暦はもちろんのこと、日蝕・月蝕の予報や惑星の変など、当時の暦家に課せられた計算は実に歴大かつ精密な作業である。現代あらゆる計算機の助けを借りてなお、十分に追隨することは難しい。彼らに満腔の敬

意を捧げよう。と同時に、おそらくは余事に煩わされることなく専門領域の研究に没頭できた彼らに対し、羨望を禁じえない。その想いを振り払いつつ、筆ならぬPCを取める。

注

- 1 月明かりの恩恵は、夜歩きを試みればすぐに実感され、満月に近いときは地面に自身の影を明瞭に見ることができる。また、なぜ月蝕予報的中率が高いかという、満月となる時点—天文・暦学的に見れば瞬間であることに注意—で月が出ていれば、地域を問わず見られるからである。それに対し、日蝕は観望できる地域が狭い帯状に限定されるため、観測地点の経緯度を考慮しない当時の暦法では、予報計算を厳密に的中させることはできない。
- 2 『玉葉』の本文は宮内庁書陵部編『図書寮叢刊九条家本玉葉』（東京、明治書院、1994年～）を用いる。現在までに12巻、建久2年（1191）春までが刊行されているが、未刊部分については、国書刊行会本（東京、同会、1906～07年）を用いる。各条、日付のあとの括弧内に、相当西暦年、刊本の巻次、頁数を示す。また、本文中の括弧（）内は原本で小字注となっている字句、角括弧〔〕内は人名など引用者において加えた字句である。
- 3 「渡邊nnn」は、文献1に収める「月食記録対照表」の通し番号である。
- 4 月蝕について語る時、日の境界の問題が厄介である。現代は無論、深夜零時に日付が変わるけれども、当時は丑寅の間（3時）を境界としたと考えられる。具注暦では、たとえば15日の子正刻（零時）を過ぎて起こる月蝕を、14日に注記する。本稿では現代人の読者に誤解されぬよう、零時を過ぎたら翌日・翌朝と記す。この点、賛否はあろうが、留意されたい。
- 5 日蝕が皇帝・天皇に影響するのに対し、月蝕は皇后もしくは臣下の者に関わる。
- 6 なぜ自身で見なかったのか？という疑問も残る。当時の公卿の序列で上から3番目に位置する右大臣兼実は、無論繁忙であったに相違ないが、むしろ直接に蝕を観望することは危険ないし不吉とする意識が働いたのではあるまいか。深読みの気もするけれども、筆者はそのように見たい。
- 7 石清水臨時祭は承平・天慶の乱の平定に始まり、天禄2年（971）から恒例となった。臨時とはいいながら、毎年3月の中の午、もしくは下の午に行なう年中行事である。当年のそれは13日が当日で、定例どおり翌14日の還立（カエリダチ）で終わった。
- 8 8月27日のものは、金星がおとめ座ベータ星を犯したもので、適切。9月8日のものは、月がやぎ座ベータ星を隠したもの（月による星蝕）で、これも適切。同19日のものは月による星犯で、東井第七道路星は未詳ながら、ふたご座26番星に対して犯となる。このあとも、10月から11月にかけて熒惑（火星）による惑星の変が続く。
- 9 祈年穀奉幣は、伊勢をはじめとする諸社にその年の穀物豊饒を祈る幣を奉るものだが、通例では2月と7月に行なう。当年は7月8日に天皇生母たる建春門院が崩御し、その中陰明けが8月27日であった。そのため延引した。7月17日には先代の六条天皇（新院）が13歳の若さで崩御しているが、こちらは気の毒なくらい影が薄い。
- 10 『山槐記』は中山忠親の日記。増補史料大成27の202頁。
- 11 これを「暦家の過誤」と評するのは酷かもしれない。むしろ、宣明暦法の限界というべきであろう。
- 12 『吾妻鏡』の本文は新訂増補国史大系本（普及版。東京、吉川弘文館、1978～79年）を用いる。記号類の意味は『玉葉』の場合と同様なので、注2を参照されたい。
- 13 念のために記す。実朝は当時13歳。祖父であり執権である時政の保護の下に将軍に擁立された。義時は次代を担うべき北条の御曹司で、二階堂行光は政子の側近として実朝を支えている。喜撰法師の詠歌云々は、例の「わがいはほは みやこのたつみ…」という、あまりにも有名な一首である。それを引いて白河院の還御を留めた行家の故事を出したとて、「殊に御感」というほどの機智でもな

かろう。

- 14 『明月記』は歌人として著名な藤原定家の日記。国書刊行会本②471頁。
- 15 『明月記』②523頁。『民経記』は勘解由小路（広橋）経光の日記。大日本古記録本①18頁にあるが、「酉刻地震也」とする。いま神田茂『日本天文史料』（私家版、1935年）202頁に拠る。
- 16 『明月記』③99頁。
- 17 『明月記』③139頁（15日）および142頁（19日）。ただし「月帯蝕出云々」と記すのは当たらない。
- 18 『民経記』③5頁および③76頁。
- 19 『明月記』③498頁。夜半過ぎから早旦に起こる月蝕は（日付の上で）前日条に記載されるもので、これは珍しい箇条である。
- 20 文献2の50頁。および、天文シミュレータ（アストロアーツ『ステラナビゲータ』Ver 6.1e）による検証。
- 21 これらの記事は『吾妻鏡』各日条に記載されている。なお、当年の9月29日はユリウス暦10月19日に当たるから、オリオン座流星群が想起されるが、単発的な流星であったかもしれない。ちなみに、オリオン座流星群の母天体は、かのハレー彗星である。
- 22 『平戸記』は平経高の日記。増補史料大成32の49頁。月蝕要素が掲出されており、記主の当年星が月曜ゆえ殊に重き慎みだが、吉凶こもごもであるとも言っている。【16】と併せて、月蝕が必ずしも畏怖の対象のみではなかったことを物語る好史料である。
- 23 虧初などの時刻は、(十二支の)何・何刻・何分、と表現される。たとえば、子3刻15分の如く。したがって、この条の表記は不精確。『吾妻鏡』の編者はその辺りの知識を十分に持っていなかったのであろうか。
- 24 『妙槐記』は花山院師継の日記。増補史料大成33の166頁。
- 25 白虹貫日は『史記』以来、国に兵乱の起こる凶兆とされ、たびたび史料に見えるが、周知の如く虹は太陽の反対側に出るもので、日を貫きはしない。これは気象学でいうところの「幻日環」である。このときは頼経自身も見たというから、將軍

を不安に陥れるための流言ではなく、実見されたことは確かであろう。

- 26 増補史料大成32の313頁。その前、10日条から月蝕説経が行なわれたことを知る。
- 27 文献2の50頁。および、天文シミュレータによる検証。犯とは角距離42分(一部の天体では1度)以内への接近をいう。
- 28 『百練抄』は鎌倉後期成立の編年体史書。新訂増補国史大系本248頁。

参考文献（順不同）

- 文献1：渡邊敏夫『日本・朝鮮・中国 日食月食宝典』（東京、雄山閣出版、1979年）
- 文献2：斉藤国治『国史・国文に現れる星の記録の検証』（東京、雄山閣出版、1986年）
- 文献3：湯浅吉美『暦と天文の古代中世史』（東京、吉川弘文館、2009年）